福祉事務所など一部の事務分担を変更

4月1日から市役所の機構を一部変更します。

これは、多様化する行政需要に対応しながら事務の効率化をめざし、機構の見直しを行ったものです。

今回の変更は、福祉事務所の組織変更と保健衛生課の業務の一部が建設課に移り次のようになりました。

◎長寿社会などの社会情勢に対応するため、福祉事務所の係（事務分担）が次のようになります。

庶務係（内線112）
・生活保護費の支払業務。
・乳児医療、母子家庭医療、重度心身障害者医療費助成業務。

福祉事務所配置図

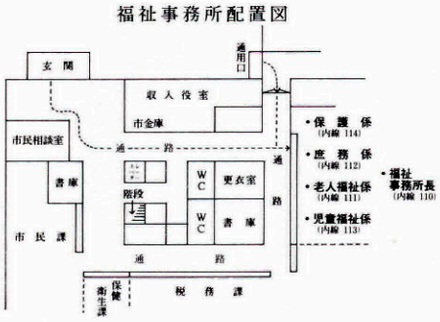

・恩給（扶助料）などの業務。
・災害救助の業務。
・献血の業務。
・日雇健康保険業務。
・同和対策事業などの業務。

保護係（内線114）
・生活保護業務。
生活保護の申請、相談。
・身体障害者（児）福祉業務。
障害者手帳、補装具、更生医療の交付、施設の入所、ショートステイ、ディーサービス、家庭奉仕員派遣、日常生活用具の給付事務。
・精神薄弱者の福祉に関する業務。
施設の入所、職親委託、療養手帳の交付事務。
・特別障害者手当、障害児手当、重度心身障害者（児）福祉年金の支給手続き業務

児童福祉係（内線113）
・児童福祉業務
保育園の入所、児童遊園の設置運営、児童手当の支給、特別児童扶養手当や児童扶養手当の申請、家庭児童の相談業務。
・母子か婦福祉業務
母子家庭の就職支度金や通学費助成などの相談業務。

老人福祉係（内線111）
・老人ホーム（長寿園、恵光苑、その他）への入所業務。
・虚弱老人等のショートステイ・ディーサービス・家庭奉仕員派遣・日常生活用具の給付・生きがい対策・老人クラブなどの業務。
・老人保健医療業務。
受給者証の発行など
◎保健衛生課のパトロール班と建設課の道路補修業務を併せ、建設課に道路環境維持係を新設しました。

道路環境維持係（内線244）
・市道の補修業務。
・各区で実施する清掃活動後の汚泥処理業務。
・市道などの犬猫の死体処理業務。
・資源保護活動で実施する古紙回収業務。
・公共施設などの衛生害虫や毛虫など不快害虫駆除業務。

4月から国民年金の保険料が変わります

平成元年4月から国民年金の保険料が次のとおり引上げられます。

・定額納付の人は、
月額　8、000円
・付加納付の人は、
月額　8、400円
になります。

納付組合を通じて納付される人と個人納付の人には、4月中旬に納付書（4月～9月分）をお届けします。

口座振替の人は今までどおり月末に振替ます。

保険料は前納がお得です

国民年金の保険料を1年分まとめて4月中に納付すると約2・4％割引きになります。

希望者は年金係又は各支所に相談ください。

63年度分の保険料の納入はおすみですか？

63年度分の国民年金保険料は4月28日までに納入してください。それを過ぎると過年度未納分として、社会保険事務所が直接督促などを行い納入は郵便局でないと取扱いが出来なくなります。

さらに、納付期限から2年が過ぎると、さかのぼって納入することが出来なくなります。年金保険料を未納のままにして置くと、将来年金が受けられなくなったり、減額されたりします。

また、不幸にして障害者になったとき、障害基礎年金が受けられないことがあります。

国民年金保険料は、きちんと納入しましょう。

おわび

例年、新年度の予算に関する記事については、4月1日号の「広報ながと」でお知らせしていました。

しかし、4月1日号の「広報ながと」の発送は3月31日で、印刷は3月27日頃になります。新年度予算などが議会で議決されるのが、3月30日になる見込みです。このため新年度予算などの記事が印刷日に間に合いません。
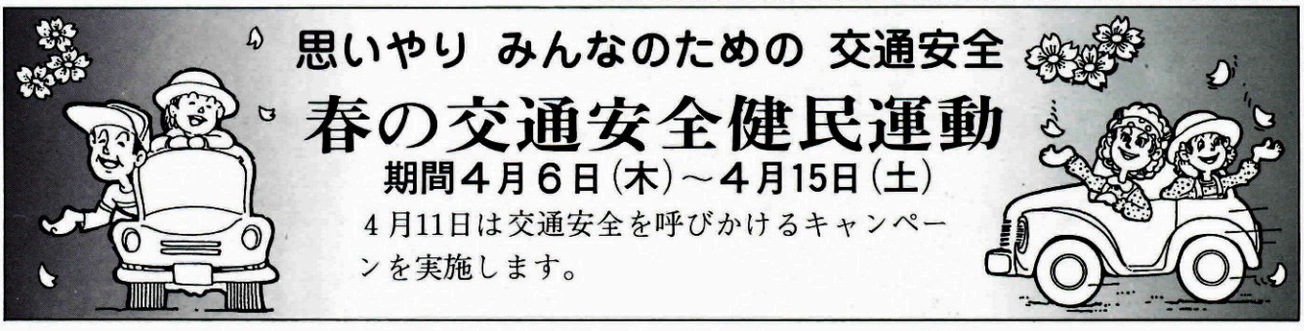
したがって、新年度予算などについては、4月15日号の「広報ながと」でお知らせすることになりました。